

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）５６条２項の規定に基づく児童福祉施設等措置費徴収額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇センター所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和５年３月２７日付けの児童福祉施設等措置費徴収額決定通知書で行った法５６条２項の規定による児童福祉施設等措置費徴収額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張している。

担当職員及び上司にクレームを度々入れるも、一切聞き入れられなかった。担当職員等の間違った行動・言動等が正当化された。担当職員及び上司に実情を話しているが、話の内容を全面的に拒否され、職員の意見が最優先事項にされた。

職権を理由に本件処分が強制的に行われた。また、本件承諾書については、児相職員及び同席職員からも「措置費用負担」に関しての一切の説明はなく、署名する書類のみ出され、挙げ句の果てには「署名をしなければ娘を返さない」と言う脅し文句ともとれる言動までされ、仕方なく署名したものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年 9月 27日	諮問
令和 6年 12月 23日	審議（第95回第2部会）
令和 7年 1月 24日	審議（第96回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法50条は、「都道府県が、第27条第1項第3号に規定する措置を採った場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第45条第1項又は第45条の2第1項の基準を維持するために要する費用」（7号）は、都道府県の支弁とすると規定している。

法56条2項は、法50条7号に規定する費用を支弁した都道府県の長は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる」と規定している。

法56条4項は、都道府県知事は、同条2項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し必要な資料の提供を求めることができると規定している。

- (2) 東京都においては、法27条1項の措置を採る知事の権限は、法32条1項及び児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。

以下「都規則」という。) 1 条 1 項 1 号により児童相談所長に、法 5 6 条 2 項の規定による費用の徴収に関する知事の権限は、都規則 1 条 2 項 1 号により東京都児童相談センター所長にそれぞれ委任されている。

都規則 3 3 条 1 項は、法 5 6 条 2 項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する費用の額は、都規則別表第 1 に定める額を限度とすると規定している。

都規則 3 3 条 2 項は、同条 1 項の費用の徴収に当たっては、東京都児童相談センター所長は、本人又はその扶養義務者の負担能力の認定を行うものとするとし、児童相談所長が採った措置に係る費用を徴収する場合は、当該児童相談所長の調査及び意見に基づき、本人又はその扶養義務者の負担能力の認定を行うものとする規定している。

- (3) また、東京都は、法 2 7 条 1 項 3 号の規定により児童福祉施設に入所措置された児童等に係る法 5 6 条の規定による費用徴収について、児童又はその扶養義務者の負担能力の認定及び徴収額の決定を適正かつ円滑に行うことを目的として、児童福祉施設等措置費徴収金認定要領（昭和 4 1 年 7 月 1 9 日付 4 1 民児童発第 1 6 6 号民生局長決定。以下「認定要領」という。）を定めている。

認定要領第 2 ・ 1 ・ (1) は、措置費徴収金は、東京都が施設に措置費を支弁した場合に、知事が法 5 6 条の規定により、その支弁した措置費の全部又は一部を費用負担者の負担能力に応じて徴収するものであるとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、本件費用徴収調書等に基づき、法 5 6 条 2 項の扶養義務者である請求人の令和 4 年度の特別区民税所得割額（以下「特別区民税所得割額」という。）を都規則別表第 1 (二)（別紙 1 参照）により算出すると、5 1, 9 0 0 円（別紙 2 参照）になり、請求人は、同項の費用徴収に係る負担能力を有することが認められる。

そして、特別区民税所得割額 5 1, 9 0 0 円は、都規則別表第 1 (二) に照らすと、階層区分「D 3」に該当し、徴収金基準額（月額）は 1

3, 500円となる。

そうすると、本件処分は、法令等の規定に則り、請求人の負担能力の認定を行った上で行われたものであるといえ、取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件入所措置をめぐる児童相談所の担当職員の対応に不服がある旨に加え、本件処分が職権を理由に強制的に行われたものであり、本件入所措置に際して記入した本件承諾書は仕方なく署名したものである旨主張する。

まず、本件入所措置と本件処分とは、それぞれ処分権者が異なり、また、その目的及び効果を異にする別個の処分である。そのため、本件入所措置をめぐる児童相談所の担当職員の対応に不服がある旨の主張は、本件処分の違法性又は不当性に直接的に関わるものではない。

次に、本件処分は、東京都が障害児入所施設に支弁した措置費について、本児の扶養義務者である請求人の負担能力の認定を行った上で、法56条2項の規定により請求人から徴収する額について決定したものである。本件処分それ自体は、根拠法令に基づき職権で行える行為であり、かつ、適正に行われたものと解される。なお、本件承諾書の署名をめぐる請求人の主張についても、それを認めるに足りる証拠はない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙 1 及び別紙 2（略）